



佐賀県公報

平成19年
10月15日
(月曜日)
第 12969号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○特定計量器の定期検査

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定

○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定

(五四七・地域福祉課)二

(五四八・
(五四九・
(五五〇・
(五五一・河川砂防課)五
(五五二・森林整備課)五

○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更

(五四八・
(五四九・
(五五〇・
(五五一・河川砂防課)五
(五五二・森林整備課)五

(五四八・
(五四九・
(五五〇・
(五五一・河川砂防課)五
(五五二・森林整備課)五

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

○指定施業要件変更予定保安林

公 告

○建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消

(建設・技術課)六

(告示・七一)六

選挙管理委員会事項

○不在者投票のできる施設の指定の一部改正

(告示・七二)六

(公 告)七

○ 告 示

●佐賀県告示第五百四十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十九年十月十五日

検査区域												対象となる 特定計量器	検査年月日			
佐賀市 (富士町に限る。)																
佐賀市 (大和町に限る。)												佐賀県農業協同組合富士支部北 部予冷セントラル支所	佐賀県農業協同組合小関支所	富士有線テレビ局	古場野菜集荷所	
佐賀市 (川副町に限る。)	佐賀市 (東与賀町に限る。)	佐賀市 (久保田町に限る。)	佐賀市 (久保田町に限る。)	佐賀市 (大和町に限る。)												
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成一九年一一月二〇日(火)	平成一九年一一月一九日(月)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	古場野菜集荷所	
平成一九年一一月二九日(木)	平成一九年一一月二八日(水)	平成一九年一一月二七日(火)	平成一九年一一月二六日(月)	平成一九年一一月二三日(木)	平成一九年一一月二二日(水)	平成一九年一一月二一日(火)	平成一九年一一月二〇日(水)	平成一九年一一月二九日(火)	平成一九年一一月二八日(水)	平成一九年一一月二七日(火)	平成一九年一一月二六日(月)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	佐賀市三瀬支所	佐賀県農業協同組合松梅支所	組合大和中央支所	佐賀県農業協同組合大和支所
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	佐賀市大和支所	佐賀県農業協同組合大和中央支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所
佐賀市川副支所	組合中川副支所	佐賀県農業協同組合東与賀支所	佐賀市東与賀支所	野菜集荷場	佐賀県農業協同組合久保田支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所	佐賀市大和支所

佐賀県知事
古川 康

佐賀市 (諸富町に限る。)	平成一九年一一 月三〇日(金)	佐賀市諸富支所
	"	"

●佐賀県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十月十五日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十九年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社牧瀬工業

所在地 伊万里市二里町大里甲千八百五十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスこころ

所在地 伊万里市二里町中里甲八十番地

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人こだま

所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスぬくもいの家「葦の里」

所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年九月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

四 (一) (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人和敬会

所在地 小城市牛津町牛津二百四十三番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス樋口

所在地 小城市牛津町牛津二百四十三番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 認知症対応型通所介護

名称 デイサービス樋口

所在地 小城市牛津町牛津二百四十五番地二

(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人和敬会

所在地 小城市牛津町牛津二百四十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスしゃくなげ

所在地 杵島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 認知症対応型通所介護

名称 デイサービスしゃくなげ

所在地 杵島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一

(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人野菊の里

所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

三 (一)	二 (一)	一 (一)	平成十九年十月十五日	●佐賀県告示第五百四十八号
所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千九百四十九番地	名 称 グループホームのぎく	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 名 称 医療法人社団恵真会
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護	所在地 東松浦郡玄海町大字平尾八百八十四番地一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	医療法人社団恵真会下平歯科玄海診療所	(三) 名 称 介護予防居宅療養管理指導
により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり 指定した。	指定年月日 平成十九年八月一日	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日 平成十九年五月一日	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 伊万里市二里町大里甲千八百五十番地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 小城市牛津町牛津二百四十五番地二	所在地 東松浦郡玄海町大字平尾八百八十四番地一	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 有限会社牧瀬工業	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 伊万里市二里町中里甲八十番地	名称 デイサービスこころ	名称 デイサービス樋口	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類 介護予防通所介護	指定年月日 平成十九年九月一日	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 小城市牛津町牛津二百四十三番地二	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 特定非営利活動法人こだま	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	名称 デイサービスしゃくなげ	所在地 枝島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 デイサービスぬくもいの家「葦の里」	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	名称 デイサービスしゃくなげ	所在地 枝島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類 介護予防通所介護	指定年月日 平成十九年九月一日	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
指定年月日 平成十九年九月一日	所在地 佐賀市八戸溝二丁目二番一号	所在地 佐賀市八戸溝二丁目二番一号	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

六 (一)	五 (一)	四 (一)	四 (一)	四 (一)
所在地 佐賀市八戸溝二丁目二番一号	所在地 小城市牛津町牛津二百四十三番地二	所在地 小城市牛津町牛津二百四十五番地二	所在地 東松浦郡玄海町大字平尾八百八十四番地一	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	名称 医療法人和敬会	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	名称 医療法人和敬会	名称 デイサービスしゃくなげ	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 枝島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	名称 特定非営利活動法人こだま	名称 デイサービスしゃくなげ	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 枝島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	名称 デイサービスぬくもいの家「葦の里」	名称 デイサービスしゃくなげ	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	所在地 枝島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類 介護予防通所介護	指定年月日 平成十九年九月一日	所在地 嬉野市嬉野町大字吉田丙三千三百三十八番地	サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
指定年月日 平成十九年九月一日	所在地 佐賀市八戸溝二丁目二番一号	所在地 佐賀市八戸溝二丁目二番一号	所在地 佐賀市神野西三丁目一番二十一号	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスファイン	(一) 所在地 佐賀市巨勢町大字牛島七百三十番地モラージュ佐賀北館二階 サービスの種類 介護予防通所介護
(二) 指定年月日 平成十九年七月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 名称 社会福祉法人野菊の里	(一) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(四) 名称 ホームヘルプサービスチーム野菊の里	(二) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千九百四十九番地 サービスの種類 介護予防訪問介護
(五) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千九百四十九番地	(一) 指定年月日 平成十九年七月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(六) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター野菊の里	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(七) 名称 社会福祉法人野菊の里	(一) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千九百四十九番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(八) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地	(二) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千九百四十九番地 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
(九) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター野菊の里	(三) 名称 グループホームのぎく
(十) 名称 社会福祉法人野菊の里	(一) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

◎佐賀県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成十九年十月十五日

佐賀県知事 古川康

康

一 (一) 廃止年月日 平成十九年八月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション鳥栖

所在地 鳥栖市大正町七百三番地一

二 (一) 廃止年月日 平成十九年九月三日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ショートステイサービス野菊の里

所在地 三養基郡上峰町大字前牟田千八百九十六番地

(三)

事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社コムスン佐賀サポートセンター
所在地 佐賀市下田町一番十三号

●佐賀県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年十月十五日

佐賀県知事 古川 康

新	名 称	所 在 地	変更年月日
株式会社コムスン佐賀サポートセントター	佐賀市下田町一番十三号	平成一八・一〇・一	
旧 株式会社コムスン佐賀西部環状ケアセンター			

●佐賀県告示第五百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十五日

佐賀県知事 古川 康

標柱番号	市	町	字	地	番
一	伊万里市	瀬戸町	釣島	六六八〇番六地先道路敷	六七五九番地先道路敷
二	"	"	"	"	六六六三番一地先道路敷
三	"	"	"	"	六六七七番地先道路敷
四	"	"	"	"	六六七五番地先道路敷
五	"	"	"	"	六六六三番二地先道路敷
六	"	"	"	"	六六七七番地先道路敷
七	"	"	"	"	六六八〇番五

●佐賀県告示第五百五十二号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件
昭和六十三年九月二十日農林水産省告示第千四百九十四号

(ア) 立木の伐採の方法

変更しない。

(イ) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

釣島地区
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

平成19年10月15日(月)

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可の取消しに係る処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月15日

- | | | |
|---|--|---|
| 1 処分をした年月日 | 平成19年10月3日 | 佐賀県知事 古川 康 |
| 2 処分を受けた者の商号 | 長野土木株式会社 | 「医療法人正友会鳥栖松岡病院」鳥栖市西新町一四二二番地を |
| 3 主たる営業所の所在地 | 佐賀県三養基郡基山町大字長野427番地 | 「医療法人正友会松岡病院」鳥栖市西新町一四二二番地を |
| 4 代表者の氏名 | 長野 博美 | 「医療法人好古堂高尾リハビリテーション病院」三養基郡基山町大字園部一七〇番地一を |
| 5 当該建設業者の許可番号 | 佐賀県知事許可(般-16) 第5086号 | 「医療法人好古堂高尾リハビリテーション病院」三養基郡基山町大字園部一七〇番地一を |
| 6 処分の内容 | 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し | 「医療法人好古堂高尾リハビリテーション病院」三養基郡基山町大字園部一七〇番地一を |
| 7 取り消した許可の内容 | 土木工事業及び装工事業に関する一般建設業の許可 | 「医療法人好古堂高尾リハビリテーション病院」三養基郡みやま町大字白壁一九二番地一を |
| 8 処分の原因となつた事実 | 長野土木株式会社の代表取締役である長野久俊は、平成19年6月1日、福岡地方裁判所久留米支部において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、懲役2年(執行猶予3年)及び罰金50万円の判決を受け、同年6月16日、その刑が確定した。 | 「社会福祉法人野菊の里介護老人保健施設夢の里」三養基郡みやま町大字簗原一之一を |
| このことは、建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第10号該当)に該当すると認められる。 | | 「社会福祉法人野菊の里介護老人保健施設夢の里」三養基郡みやま町大字簗原一之一を |

- | | |
|-------------|---|
| 11 老人ホームの表中 | 「特別養護老人ホーム福壽園社会福祉法人こもれび会特別養護老人ホームやき荘特別養護老人ホーム南鷗荘」佐賀市諸富町大字諸富津一〇九番地三、佐賀郡川副町大字福富八二八番地第一、佐賀郡久保田町大字久富三四五九番地二」を |
|-------------|---|

○ 選舉管理委員会事項

●佐賀県選舉管理委員会公示第七十一号

不在者投票のための施設の指定(昭和四十八年佐賀県選舉管理委員会公示第一

十七即)の一部を次のとおり改正する。

平成十九年十月十五日

佐賀県選舉管理委員会

委員長 松尾紀男

1 動産	(品目)	(数量)	(取得の価格)	(取得年月日)	を
自動車	1台	3,000,000円		平成17年12月27日	」

「社会福祉法人からつ福祉会特別
別養護老人ホーム岬荘」唐津市肥前町鶴牧一〇六番地一―」を削る。

「社会福祉法人唐津福祉会特別
養護老人ホーム岬荘」唐津市肥前町鶴牧一〇六番地一―」に、

「社会福祉法人からつ福祉会特別
別養護老人ホーム岬荘」唐津市鎮西町打上三〇七五番地一―」を

「社会福祉法人唐津福祉会特別
養護老人ホーム岬荘」唐津市鎮西町打上三〇七五番地一―」に改める。

四 保護施設の表を次のように改めぬ。

社会福祉法人天嶺会救護施設しみや園	多久市多久町一〇一六番地一
-------------------	---------------

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の收支に関する報告書について、民主党佐賀県総支部連合会から平成19年9月5日に訂正の報告があったので、平成18年10月11日付け佐賀県公報で公表した政治団体の收支に関する報告書の要旨（平成17年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成19年10月15日

佐賀県選舉管理委員会
委員長 松尾紀男

9. 資産等の内訳の表中

政治団体の名称	民主党佐賀県総支部連合会
---------	--------------

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月十五日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷